

福島県職員採用選考予備試験受験案内



福島県総務部人事課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL (024) 521-7033

【受付期間】

令和6年5月28日（火）～6月28日（金）必着

※ 受付後、特に受験票等の送付は行いません。受験番号については、試験当日の会場受付にてお知らせします。

1. 試験職種、採用予定年月日、採用予定人員、職務内容及び受験資格

試験職種	採用予定年月日	採用予定人員	職務内容	受験資格
電気に関する技術職 (土木部等における業務)	令和7年4月1日 ※ 受験資格に記載の資格を有する方は欠員の状況により令和7年4月1日以前に採用される場合があります。	5名程度	土木部等における建築物に係る電気設備等の設計及び工事監理等業務	昭和63年4月2日以降生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ① 電気主任技術者免状（第1種、第2種又は第3種のいずれか）を有する人 ② 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条に規定する第3種電気主任技術者免状に係る学歴を有する人又は学歴を修了（卒業）見込みの人

※ 日本の国籍を有しない人又は地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。

※ 試験に合格した場合でも受験資格に定める免許を取得できなかった場合は、採用されません。

2. 試験期日、試験会場及び合格者発表日

試験期日	試験会場	合格者発表日
令和6年7月19日（金） 受付 8:30～8:45 教養試験 9:00～11:00 適性検査Ⅰ 11:10～12:00 適性検査Ⅱ 13:00～13:40 口述試験 13:50～	福島県庁本庁舎5階 正庁 (福島市杉妻町2-16) ※ 午前8時45分までに試験会場に集合してください。 ※ 会場へは公共交通機関をご利用ください。	令和6年8月26日（月）

※ 合格者発表は福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに福島県総務部人事課のホームページに掲載するほか、合格者に文書で通知します。

なお、不合格者に対しては通知しません。

3. 試験種目及び内容

試験種目	内容
教養試験（筆記試験）	職員として必要な一般的知識及び知能についての試験（択一式）
適性検査	職務遂行上必要な適性に関する検査
口述試験	人物についての個別面接による試験

4. 試験種目ごとの配点

試験種目	教養試験	口述試験	適性検査	合計
配点	100	75	(適否)	175

※ 適性検査については、適か否の判定となり、得点化の対象とはなりません。
適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

5. 受験手続

提出書類に必要事項を記入し、**期間内に郵送又は持参により受験申込先**に提出してください。

提出書類	① 履歴書 ② 面接カード ③ ・第1項目の受験資格欄の①に該当する人 当該免状の写し ・第1項目の受験資格欄の②に該当する人 当該学歴に係る教育機関における単位取得証明書又は当該学歴を修了（卒業）見込みの教育機関における電気主任技術者免状の交付申請に必要な修得科目の履修を証明する書類（別紙様式を参考にしてください。） ※ いずれも申込時に提出してください。
受験申込先	■ 福島県土木部土木総務課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 ※ 郵送する場合は、封筒の表に赤で「受験申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。なお、簡易書留によらない郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。
受付期間	令和6年5月28日（火）～6月28日（金） ※ 必着 ※ 受付期間経過後の申込みは一切受け付けません。 ※ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

6. 当日持参するもの

筆記用具として必ず鉛筆（又はシャープペン）と消しゴムを持参してください。

7. 給与

採用されると、本県の条例等に基づき給与が支給されます。

(1) 給料月額

令和6年4月1日現在の大学新卒者の初任給の基準額は207,100円、高校新卒者の初任給の基準額は174,400円であり、職歴等の経歴により決定されます。

また、昇給は原則として毎年1回行われます。

(2) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務（残業）手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

8. 勤務条件等

(1) 勤務時間・休暇

- 勤務時間は、原則として月～金曜日の8：30～17：15（休憩1時間を含む）で、土日、祝日及び年末年始の閉庁日は休日となります。
※ 勤務場所により異なる場合があります。
- 時間外勤務を命じる場合があります（超過勤務手当が支給されます）。
- 年次有給休暇（年間20日間、繰り越しにより最大40日間）のほか、夏季、結婚、出産、病気、子育て・家族看護、介護、ボランティアなどを事由とする休暇があります。

(2) 福利厚生

- 地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償をそれぞれ行います。
- 共済・共助制度があり、病気・けが・出産時の助成、結婚・子どもの入学時の祝い金などの給付のほか、住宅資金等の貸付も行っています。
※ 職員は共済組合・共助会に加入し、掛金は給料から控除されます。
- 県内各地に職員公舎があり、一定の条件により入居できます。

(3) 勤務先

- 本庁又は県内外の出先機関に配属されます。
- 本庁及び県内外すべての出先機関に異動となる可能性があります。
※ テレワークに関する制度があります。
※ 他の行政機関や団体等に派遣される場合があります。

(4) 従事すべき業務の範囲

- 福島県における全ての業務に従事する可能性があります（主な職務内容等については1ページをご覧ください）。

(5) その他

- 受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）を行っています。

9. 試験結果（成績）の提供

この試験の結果については、下記のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、受験者本人が直接下記提供場所へおいでください。

提供内容	提供期間	提供場所
・総合得点及び順位 ・適性検査の適否	合格者発表日から1か月間	福島市中町8番2号 福島県総務部人事課 (福島県自治会館3階301会議室) ※ 今後執務室が移転する可能性がありますので、変更がある場合は別途お知らせします。

10. その他

- (1) この試験に関し不明な点は、下記に問い合わせてください。
 - 福島県土木部土木総務課
Tel : (024) 521-7451
e-mail: dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp
- (2) この受験案内及び提出用紙は、福島県総務部人事課のホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>) から入手できます。
- (3) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に福島県総務部人事課 (Tel: (024) 521-7033) まで御連絡ください。

試験会場までのアクセス

JR 福島駅から
徒歩約 15 分



試験職種	電気に関する技術職 (土木部等における業務)	受験番号		氏名	
<p>4 趣味</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>					
<p>5 自己紹介（私の人柄）</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>					
<p>6 最近関心を持ったこと</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>					
<p>7 就職の意向</p> <p>(1) 他の採用試験の受験状況</p> <p>国家公務員（ ）職（試験区分： ）合格（一次・最終）・未発表</p> <p>他の公務員試験（試験名： ）合格（一次・最終）・未発表</p> <p>（試験名： ）合格（一次・最終）・未発表</p> <p>民間企業等（業務内容： ）合格（一次・最終）・未発表</p> <p>（業務内容： ）合格（一次・最終）・未発表</p> <p>(2) 県職員の志望順位 第1志望 ・ 第2志望 ・ その他（ ）</p>					

単 位 取 得 (見 込) 証 明 書

[別紙様式]

年 月 日 入学

年 月 日

氏 名

学部 科 卒業 (見込)

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の規定により、下記の科目を修得（済・見込）である。

年 月 日

学 校 名

学校長名

印

記

科目区分	履修単位	修得単位	学科目の内容
1. 電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測に関するもの	a 電気・電子工学の基礎	◎科目	電気磁気学、電気回路理論、電気計測または電子計測
		○科目	電子回路理論、電子工学、システム基礎論、電気電子物性
	b 電気基礎実験、電子実験	◎科目	電気基礎実験
		○科目	電子実験
	小計		必要最低単位数 ()
2. 発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。)の設計及び運用並びに電気材料に関するもの	a 発電、変電、送電、配電、電気材料 等	◎科目	発電工学・発電用原動機に関するもの、変電工学、送電工学、配電工学、電気材料
		○科目	高電圧工学、エネルギー変換工学、システム工学
	b 電気応用実験、電気実習	◎科目	電気応用実験
		○科目	電気実習
	c 電気製図	○科目	電気製図
小計		必要最低単位数 ()	
3. 電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス並びに電力システムに関する情報伝送及び処理に関するもの	a 電気・電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用、情報伝送・処理等	◎科目	電気機器学、パワーエレクトロニクス、自動制御または制御工学
		○科目	電動機応用、照明、電気加工(放電加工を含む)、電熱、メカトロニクス、電気化学変換、電気光変換、情報伝送・処理、電子計算機
	b 電気応用実験、電気実習	○科目	電気実習、電子実習
	c 電気・電子機器設計、製図	○科目	電気機器設計、自動設計製図(CAD)、電子回路設計、電子製図
	小計		必要最低単位数 ()

4. 電気法規(保安に関するものに限る。)、 電気施設管理に関するもの	電気法規・電気施設 管理	◎科目			電気法規、電気施設管理
	小計				必要最低単位数 ()
合計					

備考1. ◎科目は、必須科目を、○科目は、その他の科目を示す。

2. 資格の認定取得に必要な科目区分毎の最低単位数（必須科目を含む）を小計欄に記載すること。
3. 卒業した当時と学校名等が異なる場合は、当時の学校名を併記すること。編入・転入の場合は、その旨を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4（両面印刷）とすること。

※ 所定の履修単位と修得単位（見込み）が照合できる内容であれば、大学・高校等の所定の様式でも差し支えないこと。